

鹿見島	(一三三)	(三七六)
沖繩	(〇〇)	(〇〇)
合計	(五二六)	(八六一)
	(二二四)	(四七四)

備考

この表は、当該都道府県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶であつて、いわし、あじ、さば、かつお又はまぐろの採捕を目的とする中型まき網漁業に係るものについての最高限度を定めたものである。

○国土交通省告示第千五百四十三号  
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第四十六条第四項表一(八)項の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千百号の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月九日

国土交通大臣 石原 伸晃

第一中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを削り、第四号の次に次の六号を加える。

五 厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で、柱との仕口にくさびを設けた貫(当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。)を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、けた、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にきぎ(JISA五五〇八―一九九二)鉄丸(きぎ)に定めるSFN二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹(柱及びはり、けた、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。)又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹(土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。)を当該間渡し竹にシユロ縄、パム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上〇・六キログラム以下)を混合したものと同等以上の強度を有するものに限る。(を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・八キログラムのもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。)を別表第三(欄)に掲げる数値として全面に塗り、土塗壁の塗り厚(柱の外側にある部分の厚さを除く。)を別表第三(欄)に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組

六 別表第四(欄)に掲げる木材(含水率が十五パーセント以下のものに限る。)を、同表(欄)に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁(継手のないもの)に限り、大入れ、短ほそ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によつて柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊結したものに限り、(を)設けた軸組

七 厚さ二・七センチメートル以上で幅十三センチメートル以上の木材(継手のないもの)に限り、含水率が十五パーセント以下のものに限る。以下この号において「落とし込み板」という(に)相接する落とし込み板に十分に水平力を伝達できる長さ(小径が一・五センチメートル以上)の木材の(な)ら、け(き)又はこれらと同等以上の強度を有する樹種、節等の耐力上の欠点のないものに限る。(又は直径九ミリメートル以上の鋼材の(な)ら、JISG三二二―一九八七)鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定するSR二三五若しくはSD二九五Aに適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するものに限る。(を)六十二センチメートル以下の間隔で三本以上配置し、落とし込み板が互いに接する部分の幅を二・七センチメートル以上として、落とし込み板を柱に設けた溝(構造耐力上支障がなく、かつ、落とし込み板との間に著しい隙間がないもの)に限る。(を)入れ、はり、けた、土台その他の横架材相互間全面に、水平に積み上げた壁を設けた軸組(柱相互の間隔を百八センチメートル以上かつ、二百三十センチメートル以下としたもの)に限る。(を)設けた軸組

3

○国土交通省告示第千五百四十二号  
印西市計画事業新住宅市街地開発事業・船橋都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)第二十七条第二項の規定に基づき告示する。

平成十五年十二月九日  
国土交通大臣 石原 伸晃

0 0 7 1 2 7、0 0 7 1 2 8 1 2、0 1 2 1 3  
1 2 1 2、2 4 0 0 0 1 1 2、2 4 0 0 0 1 1 3

(一)	見付け幅	厚さ	格子の間隔	倍率	(ハ)	(ニ)	中塗り土の塗り方	土塗壁の塗り厚	倍率	(ハ)	(三)	片面塗り	七センチメートル以上	五・五センチメートル以上	一・〇	一・〇	一・五	倍率	(ハ)
(二)	九・〇センチメートル以上	九・〇センチメートル以上	九センチメートル以上十六センチメートル以下	〇・九	(イ)	(イ)	片面塗り	七センチメートル以上	一・五	(イ)	(イ)	片面塗り	七センチメートル以上	五・五センチメートル以上	一・〇	一・〇	一・五	倍率	(ハ)
(三)	一〇・五センチメートル以上	一〇・五センチメートル以上	十八センチメートル以上三十一センチメートル以下	一・〇	(イ)	(イ)	片面塗り	七センチメートル以上	一・五	(イ)	(イ)	片面塗り	七センチメートル以上	五・五センチメートル以上	一・〇	一・〇	一・五	倍率	(ハ)

別表第五

(一) 第一号から第四号までに掲げる壁のうち一

(二) 第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く)又は(二)項に掲げる壁のうち一

(三) 第一第七号に掲げる壁

別表第四

(一) 木 材

(二) 見付け幅

(三) 厚さ

(四) 格子の間隔

(五) 倍率

別表第三

(一) 中塗り土の塗り方

(二) 土塗壁の塗り厚

(三) 倍率

別表第二の次に次の五表を加える。

八 別表第五(イ)欄及び(ロ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

九 別表第六(イ)欄、(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十 別表第七(イ)欄、(ロ)欄、(ハ)欄及び(ニ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

第二中第七号を第九号とし、第六号中「第六号」を「第八号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十号」を「第七号」に改め、同号を第八号とし、第五号を削り、第四号の次に次の三号を加える。

五 第一第五号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第三(ハ)欄に掲げる数値

六 第一第六号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第四(ハ)欄に掲げる数値

七 第一第七号に定める軸組にあつては、〇・六